

千葉市里帰り等産婦健康診査費用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市産婦健康診査実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び母子保健法（昭和40年法律第141号。）第13条の規定により実施する産婦健康診査（以下「健康診査」という。）を、里帰り等の理由により実施要綱第5条に定める方法で受診することができない者であって、産後おおむね2週間から4週間程度までの出産後間もない時期の産婦（以下「産婦」という。）に対し、健康診査費用を助成することにより、産婦の産後うつ等の早期発見や新生児への虐待予防等を図るとともに、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、実施要綱第3条に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 健康診査を受診した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき千葉市の住民基本台帳に記録されている産婦
 - (2) 実施要綱第5条第1項に規定する健康診査委託医療機関以外の日本国内に所在する医療機関等で健康診査を受けた産婦又は健康診査委託医療機関で健康診査を受けた際、やむを得ず受診票を提出できなかった産婦
- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、助成対象者としてすることができる。

(助成金額)

第3条 助成金額は、実施要綱第6条に定める健康診査において現に要した費用を、健康診査を実施した医療機関等ごとに健康診査の受診日の別に算出するものとする。ただし、実施要綱第7条に定める健康診査料の金額を上限とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、千葉市健康診査・検査費用助成申請書（千葉市里帰り等1か月児健康診査実施要綱 様式第1号を準用する）に、次の各号に定める書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 対象となる健康診査について医療機関等が発行した領収書又は千葉市里帰り等産婦健康診査実施状況等証明書（様式第1号）
- (2) 本事業の対象となる健康診査を受けたことが分かる書類（母子健康手帳の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成することと決定したときは、千葉市里帰り等産婦健康診査費用助成承認通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。なお、助成しないことと決定したときは、千葉市里帰り等産婦健康診査費用助成不承認通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知する。

ものとする。

(助成の方法)

第6条 助成は、助成する額（以下「助成金」という。）を前条の規定により助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第8条 市長は、助成を行ったときは、千葉市里帰り等産婦健康診査費用助成交付台帳（様式第4号。以下「交付台帳」という。）を作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。

2 交付台帳は助成した年度の翌年より10年間保存するものとする。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。